



今回のお役立ち情報は・・・

難病(公費 54)や小児慢性(公費 52)の保険登録に関してご案内させていただきます。

※2022 年 10 月改定対応版です。

※V6・V7 をご使用のお客様が対象です。(画面イメージはバージョンにより異なる場合があります。)

ノアメディカルシステム株式会社の製品をご利用のお客様に情報を提供しています。弊社以外のユーザー様のご使用や患者様への配布は固くお断りさせていただきます。

難病・小児慢性の保険登録方法

1. 受給者証

処方せん受付時、患者様がお持ちの受給者証にて「適用区分」および「自己負担上限額」をご確認ください。

図1 受給者証サンプル



2. 保険登録

患者登録の保険登録に下記の登録を行います。

図2 保険登録 例)前期高齢者、適用区分「Ⅲ」、上限額5,000円の場合

	負担番号	受給番号	公費コメン	· ۲				区分上限	金額	集計回数	患者 公	費 保障	険
公費①	54XXXXXX	XXXXXXX					上限額	3 1	5,000	0 0	20	0 8	0 %
_			有効期限	年	月	H		病院負担	観を含め	めて一か月5	5,000円。	まで負	担
公費②											0	0	0 %
			有効期限	年	月	日							
公費③											0	0	0 %
			有効期限	年	月	日							
公費④											0	0	0 %
			有効期限	年	月	日							
高齢負担	2:2割	自己負担降	限度適用区分	6 4:一般	と(田)								
特記事項	29:区工	:	:	公費	特定	病院		負担	日率設定	0:通常			

項目名	入力内容
公費負担者番号	公費負担者番号を入力してください。
公費受給者番号	公費受給者番号を入力してください。
上限額	区分欄にカーソルを合わせると、画面左下のガイダンスに上限額の一覧が表示されます。
	受給者証に記載されている金額の番号を入力してください。
	0:生活保護 1:1000 円 2:2500 円 3:5000 円 4:10000 円 5:20000 円 6:30000 円
	※上限額が0円の場合は「生活保護」を選択してください。
	※上限額の金額に一致する区分がない場合は「3.こんな時は?」をご参照ください。
自己負担限度適用区分	図3を参考に、受給者証に記載されている「適用区分」に該当する番号を入力してください。
特記事項	図3を参考に、受給者証に記載されている「適用区分」に該当する番号を入力してください。
	自己負担限度適用区分および特記事項は、セットで登録が必要です。

※その他の項目は通常通りにご登録ください。

※V7 をご使用のお客様は、項目の位置が異なりますが入力内容は同じです。

保険登録

自己負担限度適用区分

1:現役(VI)

2:現役Ⅱ(V)

3:現役 I (IV)

1:現役(VI)

4:一般(Ⅲ)

5:低所Ⅱ(Ⅱ)

6:低所I(I)

4:一般(Ⅲ)

図3 自己負担限度適用区分、および特記事項一覧

■70歳未満の患者様の場合

■前期高齢者の患者様の場合

受給者証

適用区分

VI

V

IV

空欄

Ш П

Ι

空欄

高齢

負担

3割

2割

受給者証	保険登録					
適用区分	自己負担限度適用区分	特記事項				
ア	1 : ア(上位 A)	26 : 区ア				
1	2 : イ(上位 B)	27 : 区イ				
ウ	3 : ウ(一般 A)	28 : 区ウ				
I	4 : エ(一般 B)	29 : 区工				
オ	5 : オ(低所)	30:区才				
空欄	登録不要	登録不要				



特記事項

26:区ア

27:区イ

28:区ウ

26:区ア

29 : 区工

30:区才

29:区工

70 歳未満の患者様で受給者証の適用区分が空欄の場合、自己負担限度適用区分および特記事項の登録は不要です。レセプトデータ作成時のレセプトエラーリストに『レセプトエラー:特記事項が未登録です。(特疾・難病/「26:区ア」「27:区イ」「28:区ウ」「29:区エ」「30:区オ」)』が上がりますが、エラーは無視してください。

■後期高齢者の患者様の場合(2022年10月1日以降)

高齢	受給者証					
負担	適用区分	自己負担限度適用区分	特記事項			
	VI	1:現役(VI)	26:区ア			
つ国	V	2:現役Ⅱ(Ⅴ)	27 : 区イ			
こ刮	IV	3:現役 I (IV)	28 : 区ウ			
	空欄	1:現役(VI)	26 : 区ア			
つ国	Ш	4(Ⅲ)	41.575			
乙刮	空欄	4: 一版(Ⅲ)	41:区刀			
	Ш	4:一般(Ⅲ)	42 : 区キ			
1 11	Π	5:低所Ⅱ(Ⅱ)	20.12+			
工刮	I	6 : 低所 I (I)				
	空欄	4:一般(Ⅲ)	42 : 区キ			

※2022 年9月末まで後期1割で自己負担限度適用区分「4:一般(Ⅲ)」の 特記事項は「29:区工」。

 ● 2022年10月より後期高齢者(※)で一定の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が2割になります。
 (※)後期高齢者は「39」から始まる保険番号をお持ちの75歳以上、または65歳~74歳で一定の障害の状態にあると 広域連合から認定を受けた方となります。



- 2022年10月以降、後期高齢者の自己負担限度適用区分「4:一般(Ⅲ)」の特記事項が「41:区カ」、「42:区キ」に 変更になりました。
- 後期高齢者で2割または1割の自己負担限度適用区分「4:一般(Ⅲ)」の保険を登録する際は、保険の有効開始日が 「令和4年10月1日」以降でご登録ください。

3. こんな時は?

- 公費受給者証の他に「限度額適用認定証」をお持ちの場合は、限度額適用認定証の適用区分が優先となります。
- 主保険無しの患者様(例:主保険「99」+公費①「54」+公費②「12」で登録)は自己負担限度適用区分および特記事 項の登録は不要です。70歳未満の受給者証が空欄の時と同様にレセプトエラーリストに上がりますが、無視してください。
- 上限額の金額が選択肢の一覧にない場合は、下記手順にて登録をお願いします。
 ①上限額以外は通常通りに入力してください。

②負担率設定を「1:任意」へ変更し、上限額の区分欄に生活保護以外の区分のいずれか(1~6)の数値を入力してくだ さい。

③上限額の金額欄に、受給者証に記載されている自己負担上限額の金額を入力して、保険登録を更新してください。

図4 上限額の登録 例)3,300円の場合



本資料は制度や仕様の変更などで予告なく変更・削除される場合がございます。

調剤報酬算定や調剤行為ルールの解釈に係る部分につきましては「明文化されていない」「地域ごとの解釈ルールの存在」等により内容の 正確性を保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接的に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。 予めご了承のほどお願いいたします。



■本件についてのお問合先

ノアメディカルシステム株式会社 ノアサポートセンター TEL:092-283-5560

FAX 専用お問い合わせシートもご利用ください。(カスタマーサイトのホーム画面下部よりダウンロードいただけます)